利用の手引

本書は、「令和２年度市町村税課税状況等の調」、「令和２年度固定資産の価格等の概要調書等報告書」、「令和元年度地方財政状況調査」等を基に、市町村税に係る令和元（2019）年度の決算状況と令和２（2020）年度の課税状況等をまとめたものです。

本書が、市町村税政の状況把握の一助として広く活用されることを希望する次第です。

第１　市町村税の概要

「地方財政状況調査」、「市町村税課税状況等の調」等を基に、市町村税全体の概要が把握できるよう市町村税等の歳入額、調定額、徴収実績等の推移を集計したものである。

第２　市町村民税

「市町村税課税状況等の調」を基に、市町村民税の課税状況等を集計したものである。

１）数値及び市町村名は、令和２（2020）年7月1日現在のものである。

２）納税義務者は、減免前、地方税法第311条の規定による軽減前、定率による税額控除後、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除後に納税義務がある者である。

第３　固定資産税

「固定資産の価格等の概要調書等報告書」を基に、賦課期日（令和２（2020）年1月1日）現在の固定資産税の課税状況等を集計したものである。

１）市町村名は、令和２（2020）年4月1日現在のものである。

２）土地については、「納税義務者数」及び各地目別の「地積」、「決定価格」、「課税標準額」等を集計したものである。

２）家屋については、「納税義務者数」及び木造、非木造別の「棟数」、「床面積」、「決定価格」等並びに種類別の「棟数」を集計したものである。

３）償却資産については、「納税義務者数」、「決定価格」、「課税標準額」を集計したものである。

第４　国有資産等所在市町村交付金

「固定資産の価格等の概要調書等報告書」を基に、国有資産等所在市町村交付金の「算定標準額」及び「交付金額」を「国有資産」及び「公有資産」別に集計したものである。

１）市町村名は、令和２（2020）年4月1日現在のものである。

第５　諸税

「市町村税課税状況等の調」を基に、軽自動車税、入湯税及び国民健康保険税（料）の課税状況等を、また「固定資産の価格等の概要調書等報告書」を基に、都市計画税の課税状況等を集計したものである。

１）軽自動車税については、課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車について賦課期日（令和２（2020）年4月1日）現在における「課税台数」及び「調定額」を集計したものである。

２）入湯税については、令和元（2019）年度分の「入湯客数」及び「特別徴収義務者数」を集計したものである。

３）都市計画税については、賦課期日（令和２（2020）年1月1日）現在における都市計画区域指定の状況及び「納税義務者数」、「課税標準額」等を集計したものである。

なお、市町村名は、令和２（2020）年4月1日現在のものである。

４）国民健康保険税（料）については、令和元（2019）年度分の「加入世帯数」、「被保険者数」、「国民健康保険税（料）額」等を令和２（2020）年3月31日現在で集計したものである。

第６　徴収経費、税外収入、税率等

「市町村税課税状況等の調」を基に、令和元（2019）年度における徴収に要する経費や税外収入の状況等を集計したものである。

第７　徴収実績

「地方財政状況調査」を基に、令和元（2019）年度における各税目別の徴収実績を集計したものである。

|  |
| --- |
| ◆市町村税課税状況等の調  　地方自治法第252条の17の5第1項の規定に基づき、市町村税等の賦課の状況を明らかにし、個々の市町村の財政運営の状況や景気の動向等を把握する基礎資料となるものである。  ◆固定資産の価格等の概要調書等報告書  　地方税法第418条及び第422条の規定に基づき、課税状況や保有資産の状況を明らかにすることにより、市町村間における評価の適正化・均衡化に資することを目的として作成されるものである。  ◆地方財政状況調査（決算統計）  　地方自治法第252条の17の5第1項の規定に基づき、市町村の決算の状況を明らかにし、歳入歳出予算の執行を通じて行政目的が効率的に達成されたか否かを検討する基礎資料となるものである。 |

|  |
| --- |
| 平令和３年５月  栃木県総合政策部市町村課 |